

善通寺市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により執行した財政援助団体への監査結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成26年2月28日

善通寺市監査委員 藤岡 博文

善通寺市監査委員 林野 忠弘

第1 監査の趣旨

財政支援団体の監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法というう。」）第199条第7項の規定に基づき、市が補助金等を交付している団体の出納その他の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかどうかについて監査を実施するものである。

第2 監査のテーマ

公金にかかる不正防止対策の一環として、市が補助金等を交付している団体の運営等について。

第3 監査の方法

① 善通寺市観光協会

平成24年度及び平成25年度補助金等に係る「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、証拠書類、会計経理は適正に行われているか、事業は交付目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、担当者から説明を聴取し監査を実施した。

② まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合

本来、団体の事務局長に対して実施するところであるが、諸般の事情により本市の担当課より提出のあった歳入歳出決算書、財産に関する調書、事業報告、歳入歳出簿等について実施し、意見は担当課を通じて事務局へ報告するものである。

第4 監査執行日

平成26年2月10日

第5 監査対象団体

団体名	名称	金額（円）
善通寺市観光協会	善通寺市観光協会交付金	14,180,000
まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合 ※	まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合負担金	2,200,000

※ この組合は、森林法が適用されない一般事務組合であり、善通寺市、まんのう町、琴平町で組織されている。また、経費の支弁方法は、負担金、財産収入、その他収入から充てている。負担金及び利益の分配金並びに採薪鑑札の付与は口数基準によるとされている。因みに、本市の口数は1,227口中の433口である。

第6 監査の結果

平成24年度の2団体の事業報告書並びに会計収支決算において、証拠書類等を監査したところ、概ね適正に執行されていた。

比較的軽易な事項については、ここでの記載を省略している。なお、改善・検討及び意見を要する事項は、次のとおりである。

第7 指摘事項

【善通寺市観光協会】

- ① 収支決算書・予算書の「支出の部」の協賛費については、市の交付金を充当しているので「市の交付金の在り方に関する条例」の第4条（交付対象経費）に抵触する可能性がある。今後、条例に準じるよう検討されたい。
- ② 各まつり実行委員会の収支決算書において、「収入の部」の観光協会からの市交付金を「補助金」と「市交付金」の様に異なって記載されていた。今後、収支決算書の科目名を統一するよう実行委員会事務局へ指導されたい。

第8 意見事項

【まんのう町外2ヶ市町（十郷地区）山林組合】

決算監査意見書は、規定に沿った役員名で記載されるようご配慮願いたい。